

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 7 年 3 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和7年3月18日（火） 午後2時00分から3時58分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3－F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、櫻井生涯学習課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会3月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会2月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。				
	— 各委員、特に意見なし —				
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。				
	— 各委員、了承 —				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の久保田委員にお願いする。				
	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が10件、審議事項が12件の合計22件である。 なお、本日の教委報告第17号については、個人情報に関する案件、教委議案第15号から第17号については、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。				
4 議事の取扱い	— 各委員、了承 —				
5 報告事項(公開案件)	宮尾教育長： 本日の教委報告第17号、教委議案第15号から第17号については、「非公開」審議とする。				
(1) 教委報告第8号「北本市立教育セン	宮尾教育長： 教委報告第8号「北本市立教育センター令和7年度事業計画等について」について、学校教育課より説明をお願いする。				

ター令和7 年度事業計 画等につい て」	笹原学校教育課長： （教委報告第8号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： 大学では、新人の教員に指導方法を研修で指導している。 デモ授業を行って良くないところを指導する。 学びジョンプロジェクトも同様のことを行っているのか。 宮尾教育長： 指導方法についての研修については、初任者研修、2年次研 修、3年次研修で実施されている。 学びジョンプロジェクトでは、教員の更なる質の向上とい う点で研究テーマを決めて数人のグループで実施している。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第8号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第 9号「北本市 体育センタ ー令和7年 度事業計画 等について」	宮尾教育長： 教委報告第9号「北本市体育センター令和7年度事業計画等 について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： （教委報告第9号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第9号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(3) 教委報告第 10号「北本 市野外活動 センター令 和7年度事	宮尾教育長： 教委報告第10号「北本市野外活動センター令和7年度事業 計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： （教委報告第10号の説明）

業計画について」	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第10号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(4) 教委報告第11号「北本市地区公民館等令和7年度事業計画について」	宮尾教育長： 教委報告第11号「北本市地区公民館等令和7年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第11号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第11号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(5) 教委報告第12号「北本市文化センター令和7年度事業計画について」	宮尾教育長： 教委報告第12号「北本市文化センター令和7年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第12号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第12号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(6) 教委報告第13号「北本市立こども図書館令和7年度事業計画等について」	宮尾教育長： 教委報告第13号「北本市立こども図書館令和7年度事業計画等について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 櫻井生涯学習課長： (教委報告第13号の説明)

7年度事業
計画等につ
いて」

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第13号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

(7) 教委報告第
14号「市民
大学きたも
と学苑の令
和6年度の
実施状況に
ついて」

宮尾教育長： 教委報告第14号「市民大学きたもと学苑の令和6年度の実施状況について」について、生涯学習課より説明をお願いする。

櫻井生涯学習課長： (教委報告第14号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

森田委員： 文化センターが会場になる教室が多いと思うが、工事等が実施されている期間は代替場所の確保はするのか。

櫻井生涯学習課長： 現段階では、明確には決まっていないが、栄市民活動交流センターがオープンするため、活用しながら進めていく。
また、地区公民館も全てが予約で埋まっている訳ではないので、有効に活用していきたい。

森田委員： 文化センターのホールで行うようなイベントは、どうなるのか。

櫻井生涯学習課長： きたもと学苑で文化センターホールを使うことはあまりない。
事業によっては、体育センターサブアリーナ等を活用しながら進めていくが、場合によっては工事の期間中は出来ない事業もある。

久保田委員： きたもと学苑参加者の年齢の差異が大きい。
若い方が参加しやすいテーマがあれば教えてほしい。

櫻井生涯学習課長： ヨガ等は、若い方も参加しやすいと思われる。

久保田委員： 引き続き若い方が参加しやすい講座を検討して欲しい。

黒川委員： 講師についても申込み制であるため、若い方向けの講座を

	増やしたくても難しいのだと思う。 料理教室等については、子供が学校に通っている間は保護者が参加しやすい。 櫻井生涯学習課長： 令和7年度の予定では、シニア男性のための料理教室となっている。 関根委員： ホームページからの申込みが前年度に比べて伸びているが、何か理由があるか。 櫻井生涯学習課長： 特に大きな理由は無いが、市全体としてインターネットで受付をする方法が増えてきているのと、スマートフォンが普及しているためだと思われる。 関根委員： 申込者数を考えるとホームページからの申込者数はまだ少ない状況だと思われる。 講座の周知や申し込み方法の周知についても更に工夫すれば、ホームページからの申込者数が増えるのではないか。 櫻井生涯学習課長： 周知の工夫については、引き続き努力をしていきたい。 高齢者も多く、ホームページからの申込みではなく、生涯学習課の窓口に並んで申込みを行う人も多いため、臨機応変に対応する必要がある。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第14号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 (8) 教委報告第15号「第26回北本市郷土芸能大会の開催について」 宮尾教育長： 教委報告第15号「第26回北本市郷土芸能大会の開催について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委報告第15号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： 動画で広く市民に共有するような取組は出来ないか。 大平文化財保護課長： 様々な方に御協力をいただきながら動画も記録している。
--	--

	動画の公開については、やり方が様々あるが、公開出来るように検討してまいりたい。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第15号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(9) 教委報告第16号「国指定記念シンポジウム「デーノタメ遺跡 - 巨大集落はなぜ継続できたのか -」について」	宮尾教育長： 教委報告第16号「国指定記念シンポジウム「デーノタメ遺跡 - 巨大集落はなぜ継続できたのか -」について」について、文化財保護課より説明をお願いする。 大平文化財保護課長： (教委報告第16号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 宮尾教育長： シンポジウムの来場者数の変遷について、説明して欲しい。 磯野教育部参事： 最初にシンポジウムを実施した平成29年は、広報紙の表紙と特集7ページを掲載して周知した結果、文化センターホールに入りきらないほどの810人の来場者があった。 第2回目は、遺跡の保存が出来ない方向に市の考え方が傾き、上手く周知が出来なかった時期ではあったが、それでも550人の来場者があった。 その後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、4、5年、間が空き、昨年度実施した際は、350人の来場者であった。 今年は国の指定があり、600人を超えた。 歴史系のシンポジウムを国や県が実施する際は、300人集まれば大成功と言われており、デーノタメ遺跡への関心の高さがうかがえ、大変ありがたい。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第16号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —

6 審議事項(公開案件) (10) 教委議案第8号「令和7年度教育行政の重点施策について」	宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第8号「令和7年度教育行政の重点施策について」について、教育部長より説明をお願いします。 坂口教育部長： (教委議案第8号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 土曜日の補習が終了となった理由は。 笹原学校教育課長： 業務の見直しを行う中で、土曜補習を廃止した。 一方で、小学校では家庭学習の充実を進め、デジタル教材の活用を推進していく。 また、中学校はナイトスクールを中学3年生で実施しているが、拡大出来ないかを検討している。 関根委員： 部活動の地域移行について、移行から展開に表記が変わったが、どのような理由か。 笹原学校教育課長： 部活動の地域移行等に関する国の計画や方針の中で使用している文言が、移行から展開に変わった。 今までは地域移行であったが、地域展開という段階に変わったということである。 宮尾教育長： 国は最初に、部活動の休日の地域移行を進めていた。 都道府県によっては、学校から部活動について全て移行しようとしている動きも出てきた。 埼玉県については、学校での部活動と地域移行した部活動の併用を考えた。 都市部であればあるほど生徒数が多いために、地域移行を行う部活動の受け手がいない状況がある。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第8号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 —
---	--

(11) 教委議案第6号「令和7年度指導の重点について」	宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第6号「令和7年度指導の重点について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長： （教委議案第6号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： チーム担任制を既に実施している学校はあるのか。 笹原学校教育課長： 現時点では、実施校は無い。 令和7年度から東小学校と東中学校をモデル校として、研究していく予定である。 北條委員： モデル校は全学年がその対象となるのか。 宮尾教育長： 全学年ではなく、出来るところから段階的に実施して欲しいと各学校長に話をしている。 新入生の1年生から段階的に始めていくのが、学校運営をしやすいだろうと考えている。 ただし、中学3年生については、進路指導があるため、学級担任制にした方が、メリットが多いと考える。 近隣自治体で本格的にチーム担任制を導入している所は無い。 ただし、チーム担任制に近いことは市内中学校でも実施しており、例えば道德の授業ではローテーションをして、担任にこだわらずに学年主任、学年副担等が教えている。 総合の授業も同じようにしている。 北條委員： 麴町中学校の先生がチーム担任制を推進していたが、丁寧に進めていく必要がある。 新しい取組により、今までの課題が克服出来るかについて、しっかり検証することで、北本市に最適な進め方として北本スタイルが出来ていくのではと考える。 また、働き方改革の枠の中で実施されることだが、子供達への効果も重要な要素である。 宮尾教育長： 御指摘のとおりである。 無理なく進めていきたいと思っている。 黒川委員： 各担任は、児童生徒にとって居心地の良いクラスを作るために、学級経営を行っていたが、最近は学級経営という言葉
-------------------------------------	--

(12) 教 委 議 案 第 7 号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について」	聞かなくなった。 不登校の未然防止にもつながるため、居心地の良いクラスを作っていただきたい。 久保田委員： チーム担任制については、良い制度であると考えている。 子供が集団生活をする中で、親以外の大人と接する機会、多くの教職員の先生と接する良い機会となる。 また、先生にとっても情報共有が出来る。 北本市の教育行政の成功例として取り組めるように頑張ってください。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第6号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第7号「北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委議案第7号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 以前、臨床心理士ではなく、同等の有資格者が安い報酬となっていた時があった。 名称によって金額の多寡が出るようなことはあるか。 笹原学校教育課長： 学校カウンセラーとしての職務をお任せする人には同じ報酬としているため、そのようなことは無い。 宮尾教育長： 今回は、処遇改善を行い、近隣自治体の報酬額に少しでも近づけたいと考えている。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第7号については、可決としてよいか。
--	--

— 各委員、了承 —

(13) 教委議案第
10号「北本
市立中学校
部活動地域
移行推進協
議会設置要
綱について」

宮尾教育長： 本件は、可決とする。

宮尾教育長： 教委議案第10号「北本市立中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱について」について、学校教育課より説明をお願いする。

笹原学校教育課長： （教委議案第10号の説明）

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

黒川委員： 国は令和8年度から部活動の地域への移行の本格展開を行うと言っているが、地域によって実態が大きく異なる。

早く移行しなければならないとプレッシャーも感じている教職員もいる。

更に、休日のみの部活動の地域移行だけでなく、平日を含めた全日で部活動の地域移行を行っている自治体もある。

部活動の在り方には、それぞれメリットがあるため、北本市に合った部活動を検討して欲しい。

笹原学校教育課長： 北本市の目標として、令和10年の夏を部活動の地域移行のタイミングとして考えている。

久保田委員： 中学校のうち、1校に1名の休日指導を派遣するということ協議会で決めるということか。

笹原学校教育課長： 1つの選択肢として、北本中の〇〇部に充てるということも出来る。

それとは別に4中学校の〇〇部と、種目を決めた後、派遣する人を充て、4中学校の生徒が1校に集まり、その人に見てもらおうということも考えられる。

様々考えられる部活動の指導について、どのように行うかということについて、協議会で決めていく。

久保田委員： 予算上、何名程度の人に部活動の指導にあたっただけなのか。

笹原学校教育課長： 1名である。

北條委員： 来年度や再来年度については、拡大していく予定か。

(14) 教委議案第 11号「北本市立学校事故調査委員会設置要綱について」	笹原学校教育課長： 今後の部活動地域移行を見据えて、段階的に拡大したいと考えている。
	黒川委員： 小学生や中学生が地域の伝統芸能に参加している場合、部活動として認めている自治体がある。 スポーツだけでなく、文化系の部活動についても地域の団体と繋げていければ良いのではないか。
	宮尾教育長： 文化系の部活動についても併せて協議会で協議していく。
	宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	宮尾教育長： 教委議案第10号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	宮尾教育長： 本件は、可決とする。
	宮尾教育長： 教委議案第11号「北本市立学校事故調査委員会設置要綱について」について、学校教育課より説明をお願いします。
	笹原学校教育課長： (教委議案第11号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	宮尾教育長： いじめについては、既に第三者委員会があるが、事故が起きた時に事故調査委員会を設置するものである。
	北條委員： ハラスメントは事故調査委員会で対応するのか。
	笹原学校教育課長： 教員のハラスメントについては、教育委員会が窓口になって対応する。
	宮尾教育長： 教員のハラスメントは、教職員事故扱いとなり処分の扱いも出てくるため、教育委員会が対応する。
	宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	宮尾教育長： 教委議案第11号については、可決としてよいか。

(15) 教委議案第12号「北本市給付型奨学金支給要綱について」	— 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第12号「北本市給付型奨学金支給要綱について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委議案第12号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 宮尾教育長： 今年度の実績はどのくらいあったか。 笹原学校教育課長： 今年度については12名の申請があり、審査委員会を通して10名が認定された。 認定されなかった2名については、合計所得が多く、経済的困難という状況が認定されなかったためである。 なお、今年度については、事業実施の初年度ということもあり、既に在学中の人も対象にした。 認定された10名のうち、7名が来年度入学予定者であり、3名が既に在学中である。 森田委員： この制度については、どのように周知しているのか。 笹原学校教育課長： 広報きたもとやホームページで周知している。 来年度については、北本高校にも周知したいと考えている。 久保田委員： 12名の希望者はどのようにこの制度を知ったのか。 笹原学校教育課長： 12名の全ての人が広報きたもとで知って、申込みをしている。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第12号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 (16) 教委議案第	

13号「北本市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」	改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 坂詰生涯学習課副参事：（教委議案第13号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第13号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(17) 教委議案第14号「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について」	宮尾教育長： 教委議案第14号「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 坂詰生涯学習課副参事：（教委議案第14号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第14号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(18) 教委議案第18号「工事請負契約の締結について」	宮尾教育長： 教委議案第18号「工事請負契約の締結について」について、教育総務課より説明をお願いします。 藤原教育総務課長：（教委議案第18号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第18号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 —

7 報告事項(非公開案件) (19) 教委報告第17号「令和6年度就学支援委員会の支援結果について」	宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 非公開案件の報告事項に入る。 宮尾教育長： 教委報告第17号「令和6年度就学支援委員会の支援結果について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長： (教委報告第17号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第17号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
8 審議事項(非公開案件) (20) 教委議案第15号「人事異動に関する意見聴取について」	宮尾教育長： 非公開案件の審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第15号「人事異動に関する意見聴取について」について、教育部長より説明をお願いする。 坂口教育部長： (教委議案第15号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第15号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
21 教委議案第16号「令和7・8年度スポーツ推進委員の委嘱について」	宮尾教育長： 教委議案第16号「令和7・8年度スポーツ推進委員の委嘱について」について、生涯学習課長より説明をお願いする。 櫻井生涯学習課長： (教委議案第16号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし —

22 教 委 議 案 第 17号「北本 市文化財保 護審議会委 員の委嘱に ついて」 9 その他 10 閉会の宣言	宮尾教育長： 教委議案第16号については、可決としてよいかな。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 教委議案第17号「北本市文化財保護審議会委員の委嘱について」について、文化財保護課長より説明をお願いする。 大平文化財保護課長： (教委議案第17号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるかな。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第17号については、可決としてよいかな。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるかな。 学校教育課： (令和7年度教職員就任式について) 教育総務課： (令和7年度の学校給食費の状況について) 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるかな。 — 特になし — 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。 北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。
	令和 7 年 4 月 24 日 教 育 長 <u>宮尾 孝</u> 署名委員 <u>又井田 篤正</u> 書 記 <u>落合 元</u>

